

松戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市立図書館(以下「図書館」という。)における雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー制度の導入による図書館における新たな図書資料等を確保することにより、市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館と雑誌に広告を表示する者(以下「広告主」という。)との雑誌の寄贈等に関する契約(以下「スポンサー契約」という。)に基づき、広告主が購入する雑誌のカバーを広告媒体として当該広告主の広告を掲載した上、図書館が当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(広告の範囲)

第4条 雑誌スポンサー制度における広告の範囲は、松戸市教育委員会広告掲載要綱(平成21年10月1日施行。以下「掲載要綱」という。)第4条第1項の例によるほか、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(2) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(3) 比較広告

2 掲載要綱第4条第2項に規定する広告掲載基準は、松戸市立図書館長(以下「館長」という。)が別に定める。

(広告掲出期間)

第5条 雑誌スポンサー制度における広告掲出期間は、スポンサー契約の契約期間とする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集方法等は、館長が別に定める。

(広告主の決定等)

第7条 広告主となることの決定を受けた者は、速やかにスポンサー契約を締結するものとする。

る。

(広告内容の審査)

第 8 条 広告主は、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。

(審査会)

第 9 条 広告掲載内容について審査を行うため、松戸市立図書館雑誌スポンサー・広告内容審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員長は館長とし、委員は館長が必要と認める職にある図書館職員をもって充てる。

3 委員長は前項で定める委員のほか、関連する課長等を臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 10 条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、関連する課長等を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 審査会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。